



# 振替受講のご案内

## ★『振替受講』とは・・・

ケガ・体調不良等による教室欠席を、他の曜日・時間に振替えて受講できる制度のこと

## 【受付方法】

一度にお受けできる振替は1つまでです。振替を申請された後は、それを消化してから次の振替をお申込みください

- ① 受付設置の「振替受講申請書」に、  
**氏名、教室名、教室欠席日(時間)、振替希望日(時間)、帽子の色・ワッペンの数**（幼児学童水泳教室のみ）を記入のうえ、受付まで提出ください。  
お電話での申込みも可能です。上記の項目を電話にてお伝えください
- ② 職員が振替希望日の受講可否をご案内いたします

**申請〆切** 振替希望日の前日（1 営業日前）まで（休場日：毎週月曜日）

★毎月1日から翌月分の教室を振替えることができます。

例) 9月15日振替希望の場合、8月1日から振替受付可



## ●●振替受講のルール●●

- ① 生活習慣を整え、十分な体調管理のもと原則登録している教室を受講しましょう
- ② 同一教室、同一コースに振替ができます

登録教室			振替対象教室
3,4 歳児水泳教室		⇒	3,4 歳児水泳教室
幼児学童水泳教室		⇒	幼児学童水泳教室
キッズたいそう教室	ベーシックコース	⇒	ベーシックコース
	アドバンスコース	⇒	アドバンスコース

- ③ 振替は、登録の3ヶ月間でおこないましょう
  - ・継続受講される場合でも、受講期間を超えての振替はいたしかねます
  - ・登録3ヶ月間で欠席予定が分かっている場合、期間内であれば欠席予定日より前に振替ができます
- ④ 通常教室日の欠席を、判定会実施日に振替はできません  
判定会実施日は教室カレンダーをご覧ください

指定管理者：公益財団法人体力づくり指導協会

**袖ヶ浦健康づくり支援センター**

千葉県袖ヶ浦市三ツ作 1862-12 ☎0438 (64) 3200

**Gauland**  
ガウランド

D-2207HF-0022